

有給休暇取得行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年8月1日～平成32年7月31日までの2年間

2. 内容

平成32年7月までに、年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均8日以上とする。

<対策>

平成30年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
平成30年8月～ 社内検討委員会での検討開始
平成30年8月～ 有給休暇の取得状況を確認し、管理職から
従業員各自に対して取得促進の取組を行う。
(奨励など)